

学校法人順天堂

(順天堂大学医学部附属順天堂東京江東高齢者医療センター)

第1 監査の目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、財政援助に係る事業が、その目的に沿って適正に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

学校法人順天堂(以下「法人」という。)が運営している順天堂大学医学部附属順天堂東京江東高齢者医療センター(以下「センター」という。)は、

顕著な精神症状や行動障害、また、身体合併症を持つなど地域での対応が困難な認知性高齢者への専門的医療

えん下障害、慢性閉塞性肺疾患、骨粗しょう症、パーキンソン病、高齢者糖尿病、心不全など、加齢に伴う難治の病態に対する最新の診断・治療

高齢者に対する総合的な医療、リハビリテーション医療、認知性高齢者を中心とする二次救急医療

など、認知症への医療、行政的医療等を行っている。

センターの概要は、表1のとおりである。また、センターの入院患者数などの医療実績は表2のとおりである。

(表1) センターの概要

所在地	江東区新砂三丁目3番20号
敷地面積	9,138.07 m <sup>2</sup>
建物規模	構造：鉄骨造8階、建築面積：9,138.07 m <sup>2</sup> 、延床面積：33,118.11 m <sup>2</sup>
診療科目	高齢者総合診療科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、腎・高血圧内科、こう原病内科、糖尿病・内分泌内科、メンタルクリニック、脳神経内科、外科、呼吸器外科、脳神経外科等24科
病床数等	320床(一般：4病棟200床、認知症：3病棟120床)、ICU、救急室、手術室、リハビリテーション室等

(注) 一般病床は、高齢者の急性期疾患に対応し、認知症病床は、身体合併症をもつ認知症に対応している。

(表2) 医療実績

区 分		平成16年度	平成17年度	備 考
入 院	入院患者数(人)	4,217	5,080	
	延べ患者数(人)	108,647	113,615	
	月平均入院患者数(人)	351.4	423.3	
	病床利用率(%)	93.0	97.3	
	患者平均年齢(歳)	71.8	70.6	
	平均在院日数(日)	24.8	21.4	
外 来	初診患者数(人)	9,912	12,625	
	再診患者数(人)	107,883	148,586	
	月平均初診患者数(人)	826.0	1,052.1	
	患者平均年齢(歳)	64.5	63.4	
	患者紹介率(%)	60.1	53.1	
救 急	救急入院患者数(人)	1,397	661	(注) 1
	救急外来患者数(人)	9,905	13,300	
	時間内救急患者数(人)	10,279	12,805	(注) 2
	時間外救急患者数(人)	1,023	1,156	

(注) 1 救急入院・外来患者数は、入院・外来患者数の内数である。

(注) 2 時間内・時間外救急患者数は、救急入院・外来患者数の内数である。

## (2) 都との関係

都は、平成13年度に高齢者専門病院の運営について学校法人、医療法人、社会福祉法人等を対象に公募を行い審査の結果、法人に決定した。

都は、平成14年6月に高齢者専門病院を江東区に建築し、平成14年度及び平成15年度は公の施設としてその運営を法人に管理委託している。平成16年度からは、土地建物及び物品を無償(建物の一部は有償)で法人に貸付け、その運営を法人の自主運営に転換している。

都は、平成16年度から法人に対しセンターの運営費等補助として、「高齢者専門病院運営費補助」の補助金を交付している。また、「災害拠点病院応急用資器材整備事業補助」及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく報告書等報告業務補助」の補助金を交付している。

補助の概要は、表3のとおりである。

(表3) 補助の概要

種 別 (補助交付要綱)	交付目的	年 度	補助率等
1 高齢者専門病院運営費補助 (高齢者専門病院運営費補助金交付要綱)	高齢者専門病院の運営事業者に対し、補助金を交付することにより、認知性高齢者への医療など高齢者に対する高度専門医療や行政的医療を提供するとともに、医療・福祉に関する技術の地域への普及・還元を図り、都民の医療と福祉の向上を図る。	平成 16 ・ 17 年度	補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額 ただし、認知症医療運営費・救急医療運営費は、それぞれの医療等収入額から医療等支出額を差し引いた額と補助基準額を比較して少ない額の2分の1、また、精神科患者身体合併症医療事業は、補助基準額に診療患者数を乗じた額、休日・全夜間診療事業は、補助基準額に事業実施延べ病床数を乗じた額
2 災害拠点病院応急用資器材整備事業補助 (東京都災害拠点病院応急用資器材整備事業に関する補助金交付要綱)	都内の医療機関が行う災害拠点病院の整備に要する経費を補助することにより、災害時における重症者の医療を確保するとともに、医療救護の体系的整備を図る。	平成 16 ・ 17 年度	補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額の10分の10
3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく報告書等報告業務補助 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく報告書等報告業務補助金交付要綱)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神病床を有する病院の管理者が提出する医療保護入院者の入院届、措置入院者の定期病状報告書等に係る業務に対し補助金を交付することにより、公費負担医療制度の円滑な運用及び適正な執行を図る。	平成 16 ・ 17 年度	報告書1通につき3千円

## 2 組織

法人は、事務所を文京区本郷二丁目1番1号に置き、役員14名(理事長1名、理事11名、監事2名)(うち非常勤4名)及び職員4,718名で構成されている。

また、センターの組織(平成18年3月31日現在)は、院長1名、副院長2名、診療部(医師:56名、理学療法士等:54名)、看護部(看護師:237名)、事務部(事務員:12名)、地域連携室等(医療ソーシャルワーカー等:6名)及び非常勤職員105名となっている。

### 第3 監査の範囲及び実地監査期間

#### 1 監査の範囲

平成16年度及び平成17年度の事業について実施した。

#### 2 実地監査期間

(1) 福祉保健局 平成18年10月19日

(2) 団 体 平成18年10月11日から同月13日まで

### 第4 監査の結果

#### 1 事業実績について

都は、平成16年度及び平成17年度における法人が運営するセンターに、高齢者専門病院運営費補助、災害拠点病院応急用資器材整備事業補助並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく報告書等報告業務補助の補助金を交付しており、補助事業実績報告書及び契約関係書類等により監査を行った。その結果、別項指摘事項を除き、事業は、補助目的に沿って適正に執行されている。

今回の監査における補助事業実績等については、次のとおりである。

#### (1) 高齢者専門病院運営費補助

##### ア 補助対象事業及び補助対象経費

補助交付対象事業は、センターにおいて実施する次の事業であり、平成17年度の補助対象経費等は表4のとおりである。

(1) 認知症高齢者への専門医療

(2) 認知症高齢者への身体合併症医療

(3) 認知症高齢者への専門医療及び福祉の研究並びに研修及び普及還元

(4) 二次救急医療

(5) リハビリテーション医療

(表4)平成17年度補助対象経費、基準額、率等

(単位:円)

区分	対象経費	補助基準額	補助率	備考
(1) 認知症高齢者への専門医療				
医療従事者の配置				
医師	精神科医(1病棟につき1名分の増配置人件費)	知事が別に定める額	2/3	3病棟分補助
看護師	看護師(1病棟につき4名分の増配置人件費)			
医療従事者の配置				
医師	精神科医(1病棟につき1名分の増配置人件費) (医療従事者の配置1の医師に対する人件費加算分)	知事が別に定める額	1/3	(注)
看護師	看護師(1病棟につき4名分の増配置人件費) (医療従事者の配置1の看護師に対する人件費加算分)		1/3	
医療従事者の配置				
看護師	看護師(1病棟につき6名分の増配置人件費)	38,022,000	10/10	認知症3病棟で各1人
理学療法士	理学療法士1人の配置人件費	6,134,000	10/10	
言語聴覚士	言語聴覚士1人の配置人件費	6,134,000	10/10	
医療ソーシャルワーカー	医療ソーシャルワーカー(1病棟につき1名分の配置人件費)	5,855,000	10/10	
維持管理経費	認知症病棟にかかる維持管理等経費の実支出経費 (光熱水費、清掃、リネン、設備管理、警備業務)	106,608,000	1/2	
認知症医療運営費	認知症高齢者医療を確保するために要する経費	45,040,000	1/2	
(2) 認知症高齢者への身体合併症医療				
医療従事者の配置	外科医1名の人件費	12,112,000	10/10	
	内科医1名の人件費	12,112,000	10/10	
精神科患者身体合併症医療事業	精神科患者身体合併症医療事業を実施する経費	知事が別に定める額	10/10	
(3) 認知症高齢者への専門医療及び福祉の研究並びに研修及び普及還元				
研修費、普及啓発事業	認知症高齢者への専門医療・福祉の研究、研修及び普及還元並びに病院運営協議会、地域連携協議会に要する経費	11,601,000	10/10	
(4) 二次救急医療				
休日・全夜間診療事業	休日・全夜間診療事業を実施する経費(内科系2床(うち1床は認知症患者の合併症対応)、外科系1床の診療体制確保経費)	知事が別に定める額	10/10	
維持管理経費	救急医療にかかる維持管理等経費の実支出経費 (光熱水費、清掃、リネン、設備管理、警備業務)	2,064,000	1/2	
救急医療運営費	救急医療を確保するために要する経費	27,646,000	1/2	
(5) リハビリテーション医療				
維持管理経費	リハビリテーション医療にかかる維持管理等経費の実支出経費(光熱水費、清掃、リネン、設備管理、警備業務)	18,500,000	1/2	

(注) 3病棟分補助、病棟利用率が90%を超えている場合は補助基準額は100%、90%未満の場合は補助基準額は90%

イ 補助実績

平成16年度及び平成17年度の補助実績は、表5のとおりである。

(表5) 補助実績

(単位：千円)

補助対象区分	対象額		基準額		補助金額		
	平成16年度	平成17年度	平成16年度	平成17年度	平成16年度	平成17年度	
(1) 認知症高齢者への専門医療							
医療従事者の配置	99,604	102,844	112,380	112,380	66,401	68,560	
医療従事者の配置	9,604	102,844	112,380	112,380	33,199	34,279	
医療従事者の配置	139,366	142,294	144,951	143,899	133,592	135,817	
維持管理経費	191,626	166,234	121,304	106,608	60,652	53,304	
認知症医療運営費	166,417	229,959	71,128	45,040	71,128	22,520	
計	-	-	-	-	364,972	314,480	
(2) 認知症高齢者への身体合併症医療							
医療従事者の配置	24,127	22,850	24,224	24,224	22,432	22,850	
精神科患者身体合併症医療事業	0	51	612	51	0	51	
計	-	-	-	-	22,432	22,901	
(3) 認知症高齢者への専門医療及び福祉の研究並びに研修及び普及還元							
	16,637	11,601	16,848	11,601	16,637	11,601	
(4) 二次救急医療							
休日・全夜間診療事業	15,302	15,302	15,302	15,302	15,302	15,302	
維持管理経費	16,381	4,631	2,258	2,064	1,129	1,032	
救急医療運営費	93,052	96,817	32,451	27,646	32,451	13,823	
計	-	-	-	-	48,882	30,157	
(5) リハビリテーション医療							
維持管理経費	30,162	43,453	20,248	18,500	10,124	9,250	
合計	-	-	-	-	463,047	388,389	

(2) 災害拠点病院応急用資器材整備事業費補助

ア 補助対象事業

補助交付対象事業は、次の応急用資器材整備に要するものであり、補助対象経費、補助率等は表6のとおりである。

(1) 後方医療活動用資器材の整備

(2) 知事が後方医療活動のために必要と認める資器材の整備

- ( 3 ) 資器材を保管するための保管庫の整備
- ( 4 ) 整備した資器材の耐用年数の経過等による再整備

( 表 6 ) 補助対象経費・補助率等

種 別	基 準 額	対 象 経 費	補 助 率
設備整備	別に定める額	後方医療活動に必要な資器材の購入費及びそれらを保管するための保管庫の設置費	10 / 10
更新	別に定める額	後方医療活動に必要な資器材の更新に要する経費	10 / 10

イ 補助実績

平成16年度及び平成17年度の補助実績は、表7のとおりである。

( 表 7 ) 補助実績

( 単位 : 千円 )

年度	種別	整備品目	対象経費	基準額	補助金額
平成 16 年度	救急医療資材セットの整備	携帯用血液分析装置、 携帯用人工呼吸器等 112品目	6,258	6,283	6,258
	救急医療資材セットの更新	縫合止血セット、静脈 切開セット等48品 目	1,300	2,000	1,300
	計		-	-	7,558
平成 17 年度	救急医療資材セットの更新	糖尿病用インシュリ ン	19	2,000	19

( 3 ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく報告書等報告業務補助

ア 補助対象事業

補助交付対象事業は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく、精神病院等の管理者が提出する、次の報告書等であり、補助金額は報告書等各1通につき3,000円である。

- ( 1 ) 医療保護入院者の入院届
- ( 2 ) 措置入院者の定期病状報告書
- ( 3 ) 医療保護入院者の定期病状報告書

## イ 補助実績

平成16年度及び平成17年度の補助実績は、表8のとおりである。

(表8) 補助実績

(単位：円)

区 分	平成16年度		平成17年度	
	通数	補助金額	通数	補助金額
医療保護入院者の入院届	223 通	669,000	232 通	696,000
医療保護入院者の定期病状報告書	24 通	72,000	40 通	120,000
計	247 通	741,000	272 通	816,000

## 2 指摘事項

### (1) 共通

#### ア 補助金の返還を行うべきもの

福祉保健局(以下「局」という。)は、センターが実施する事業に対し補助金交付要綱に基づき法人に補助金を交付している。

ところで、補助金の交付状況を見たところ、以下のとおり、補助金が過大に交付されていることが認められた。

(ア) 高齢者専門病院運営費補助金交付要綱における認知症高齢者への専門医療にかかる人件費の補助対象経費は、基本給、扶養手当、通勤手当、宿日直手当、超過勤務手当、その他の手当(皆勤手当など専門医療にかかわる手当)等となっている。

平成16年度及び平成17年度人件費の実績報告書では、その他の手当において、表9のとおり、センターにおける認知症高齢者への専門医療とは関係がなく補助対象から除外すべき手当が含まれている。

このため、両年度で合計125万4,000円の補助金が過大に交付されている。

(イ) 局は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく報告書等報告業務補助金交付要綱に基づき、医療保護入院者の定期病状報告書等提出業務に対して、報告書1通につき3,000円の補助金を法人に交付している。

平成16年度及び平成17年度における当該補助金の交付状況について見たところ、報告書の実績を誤ったため、表10のとおり両年度で合計11万1,000円が過大に交付されている。

法人は、過大に交付された補助金を返還されたい。また、局は実績報告の審査を厳密に行われたい。

(学校法人順天堂)

(福祉保健局)

(表9) その他の手当のうちの補助対象外手当調べ

(単位：円)

年度	補助対象外のその他の手当	対象者	支給額	備考
平成 16 年度	平成17年度臨床研修医選考試験(面接)	精神科医A	5,000	
	平成17年度臨床研修医選考試験(面接)	精神科医B	5,000	
	平成17年3月順天堂越谷病院非常勤手当	精神科医B	24,000	6,000円 ×4回
	電話相談「ぼけ110番」カウンセリング及び回答業務	精神科医B	300,000	75,000円 ×4ヶ月
	計	-	334,000	
平成 17 年度	臨床研修医指導医講習会(本郷)補助	精神科医A	20,000	
	電話相談「ぼけ110番」カウンセリング及び回答業務	精神科医B	900,000	75,000円 ×12ヶ月
	計		920,000	
合 計			1,254,000	

(注)「ぼけ110番」は、法人が財団法人Cから受託している事業である。

(表10) 定期病状報告書補助実績等調べ

(単位：通、円)

区 分	補助金交付実績(A)		報告書実績(B)		過大交付(A - B)	
	通数	補助金額	通数	実績金額	通数	過大金額
平成16年度	24	72,000	19	57,000	5	15,000
平成17年度	40	120,000	8	24,000	32	96,000
計	64	192,000	27	81,000	37	111,000